

令和 6 年 第 9 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月20日（金）午後1時30分から午後2時25分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	5番	齋川英夫
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (2人)

委員	4番	石澤和枝
委員	6番	小関昭男

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第9回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号6番 小関昭男委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第9回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号9番 小林秀男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条779番 契約内容は、使用貸借による権利の設定10年です。申請地までの距離は6.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、耕耘機2台、ネギ管理機2台、消毒機械2台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条780番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は隣接する住宅へ移住するため、0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有しておりま

す。主な経営作物は、野菜、果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条779番と780番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条779番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

9月18日に7名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、使用貸借による権利の設定10筆の申請になります。申請人は、法人として農業経営を始めようと考え、昨年から今回の申請地でネギの栽培を始めたということです。今回、本格的に就農のため使用貸借による権利を設定しネギの栽培を中心に営農していく予定となっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、3名で、農業経営をしていきます。作付計画としましては、ネギをはじめとする野菜の栽培を行っていき、J A佐野をとおして出荷する予定となっております。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

次に3条780番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。9月18日に6名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、所有権の移転3筆の申請になります。申請人は、高齢の父親との同居を考えておりました。静かな場所で家庭菜園をしながら生活をしたいという父親の希望から、今回申請地と隣接する住宅を購入し、移住することになっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、2名で野菜の栽培をしていくとのこと。作付計画としましては、野菜を栽培しますが、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。
以上で審査会の結果の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石田 光委員 挙手)

石田委員どうぞ。

3 番
石田委員

779番ですが、農業用機械がトラクター2台、耕耘機2台、ネギ管理機2台、消毒機械2台ということなんですが、この方は農業用機器を持っていて新規就農という形なんですけれども、どこかでやっていて、新規就農だと普通、一般的に農業機器があまりなかったりするんですけど、元々所有されているので、以前から何かやってたのかなと思ったので、やってれば経験があるので問題ないんですけど。初めてじゃないのかなという話です。

(澁江 修身委員 挙手)

議 長

澁江委員どうぞ。

14番
澁江委員

実は、トラクターは2台、田に置きざらしの格好でありましたが、本人から伺いましたら、90馬力のトラクターを1台購入したらしいです。本格的にやるような意気込みです。

議 長

事務局お願いします。

事務局

これまで、農業経験等は基本的にないと伺っております。今年の4月から農業大学校に通っていきまして、ネギにつきましてはJA佐野のネギ部会に加入して、部会員の方から指導を受けて作付け等を行っているそうです。農機具は澁江委員の言うとおり、昨年購入されたと聞いております。以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年9月20日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 5条1102番から5条1105番について、調査班お願いします。

調査班

5条1102番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1103番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1104番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、

記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1105番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石田 光委員 挙手)

石田委員どうぞ。

3 番
石田委員

最初の1102番の駐車場で、恐らく工場の隣ということで、拡張面積が既存の2分の1を超えないものということで良いのかなと思うのですが、1105番、かなり面積が広いようですけど、同じ駐車場で集落接続ということで判断しているのだと思うのですが、勉強のため違いを教えてください。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

まず1102番ですが、既存敷地の拡張で、既存の敷地の2分の1を超えないものということでみております。既存の敷地が手元に資料がありませんが4千から5千㎡あり、今回の1,591㎡は2分の1を超えないものとして認められるものと考えております。1105番ですが、集落接続ということで、借人が申請地周辺で営業をしております、地元で更に敷地を広げたいということで、要件として、周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設ということでみさせていただいているところです。以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員どうぞ。

8 番
中島委員

1 1 0 5 番について雨水のみ敷地内浸透となっているんですけど、駐車場で舗装とかかかってしまったら浸透できないと思うんですけど、こういう場合も雨水を浸透させる方法などとらなくても良いのですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

整地方法は、盛土を行いましてその後に砂利敷きにするということです。アスファルト敷きとかではないので、敷地内に浸透されるものと考えております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号の1105番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1105番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号非農地証明願についてを議題といたします。事務局をして議案3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地

調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 非農地540番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地540番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更についてを議題といたします。

事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年9月20日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第4号38番について、調査班をお願いします。

調査班

軽微な変更38番について報告します。2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから、不許

可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

所有権移転関係の5番について、議席番号11番 菰原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

5 番について審議します。
穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室 14 : 19)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。所有権移転関係の5 番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5 号所有権移転関係の5 番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室 14 : 20)

次に利用権設定関係及び、所有権移転関係の5 番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係及び、所有権移転関係の5 番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5 号 利用権設定関係及び、所有権移転関係の5 番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和6年9月20日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の4番について、議席番号14番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。

4番について審議します。

澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室 14:23)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の4番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第6号利用権設定関係の4番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江委員 入室 14:24)

次に、利用権設定関係の4番以外の案件について審議します。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号利用権設計関係の4番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号利用権設定関係の4番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第9回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時25分閉会